

大阪市告示第729号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年5月30日

大阪市長 横 山 英 幸

1 臨時開場

施設名	年 月 日	供用時間
鶴見緑地球技場	令和7年6月2日（月）	午前9時から 午後9時まで
	令和7年6月9日（月）	
	令和7年6月16日（月）	
	令和7年6月23日（月）	
	令和7年6月30日（月）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
鶴見緑地庭球場	令和7年6月3日（火）	午前9時から 午後10時まで
	令和7年6月6日（金）	
	令和7年6月10日（火）	
	令和7年6月13日（金）	
	令和7年6月17日（火）	
	令和7年6月20日（金）	
	令和7年6月24日（火）	
	令和7年6月27日（金）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）